

入 札 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記により公告する。

令和７年（２０２５年）７月１４日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也

記

１ 件名

不用品（鉄くず類）の売却

２ 内容

仕様書のとおり

３ 引渡期間

契約締結日から令和７年９月３０日まで

４ 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(２) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「その他物品」中、営業品目（小分類）「不用品処分」に登録され、下関市内に本店があること。

(３) 金属くず類回収業に関する条例（昭和３２年山口県条例第３２号）に規定する金属くず類回収業の許可を受けた者であること。

(４) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

(５) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受

け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。) でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

入札参加資格確認申請書（別添 1）に金属くず類回収業許可証の写しを添付し、下関市上下水道局総務課にファクシミリ（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）を使用して申請すること。

6 申請書提出期限

令和 7 年 7 月 1 4 日（月）午前 9 時から

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和 7 年 7 月 2 2 日（火）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

なお、参加資格があるものについては、売却物件下見の日時等を併せて通知する。

8 質問の方法

ファクシミリ（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）によること。

質問の期限は、令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午後 5 時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和 7 年 7 月 1 4 日（月）午前 9 時から

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 時まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和 7 年 8 月 1 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局会計規程に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札において使用する入札書は、別添「様式第1号」を使用すること。
- (9) 代理人に入札させるときは、別添「様式第2号」を使用すること。
- (10) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

仕 様 書

- 1 件名
不用品（鉄くず類）の売却
- 2 売却物件
鉄くず類 ※現場清掃を含む。
- 3 引渡場所
内日第一貯水池清浄地 下関市大字内日上字山坊7 2 2－1
- 4 引渡期間
契約締結日から令和7年9月30日まで
- 5 条件
 - (1) 売却物件の見積もりに当たっては、必ず下見を行うこととし、局が指定した日時の1回限りとする。その際は局職員が立会して行う。
 - (2) 売却物件については、実地計量は行わない。下見時の現物限りとする。なお、重量に関する異議は、一切認めない。
 - (3) 落札者は、決定通知日から5日以内（土日祝日を除く）に契約締結し、納入通知書に定められた納期限内に契約金額を納入すること。
 - (4) 売却物件の引取りは、契約金額を納入した後に行うこと。また、引取時間は、平日の9時から16時までの間とし、引取り作業開始前に局職員を立会させ、その指示に従うこと。
 - (5) 落札者は、売却物件をすべて引取り、引取り後に不用品置場内及びその周囲側溝を掃除すること。
 - (6) 売却物件の引取費用は、落札者の負担とする。
 - (7) 売却物件の引取りについては、落札者の責任において行うこと。
 - (8) 引渡場所の周辺環境に配慮するとともに、周辺住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。
- 6 そ の 他
 - (1) 物件の下見は、内日第一貯水池清浄地で行う。
 - (2) 物件下見及び作業立会時の連絡先
下関市上下水道局 総務課 契約係 231－8851
- 7 業務に当たっての留意事項
 - (1) 業務の履行に際しては、関係法令を遵守し、誠実に行うこと。
 - (2) 事故その他で業務を実施できないときは、直ちに報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。
 - (3) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
 - (4) 別紙1「特記仕様書（環境編簡易）」を守ること。
 - (5) 別紙2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を守ること。
 - (6) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。

別紙 1

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用

すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 2

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契

約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。